



最低賃金、受益的所有者の報告に関する改正

2020年1月

One Asia Lawyers マレーシア事務所

1 はじめに

2019年12月に最低賃金の引き上げが発表され、2020年1月1日から最低賃金が引き上げられる予定ですが、1月10日にMINIMUM WAGES ORDER 2020¹が施行され、2020年2月1日から最低賃金が月額1,100リンギットから1,200リンギットに引き上げられる予定となっております。また、会社法に基づく受益的所有者(beneficial owner)の報告義務についてのガイドライン草案が公開されました。最低賃金及び受益的所有者に関する改正は近時施行されると予想されるため、今後の動向に注意が必要となります。



2 最低賃金改正

(a) 改正の概要

マレーシア人的資源省は、2020年1月1日より都市部を中心とした56の地方自治体(City Council Areas及びMunicipal Council Areas)における最低賃金を現行の月額1,100リンギットから1,200リンギットに引き上げることを発表しました。この引き上げは、10月11日に発表した2020年予算案で提案されていたものとなります。引き上げ対象となるCity Council Areas及びMunicipal Council Areasには、クアラルンプール、セランゴール、ジョホール、ペナンといった日系企業の所在地も多く含まれます。なお、City Council Areas及びMunicipal Council Areas以外の地域は従来通り月額1,100リンギットとなっております。

(b) 施行

今回の最低賃金改正は当初2020年1月1日施行と発表されましたが、1月10日にMINIMUM WAGES ORDER 2020が施行され、2020年2月1日から最低賃金が月額1,100リンギットから1,200リンギットに引き上げられる予定となっております。

¹ [http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputp/pua_20200110_P.U.%20\(A\)%205.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputp/pua_20200110_P.U.%20(A)%205.pdf)



3 受益的所有者 (beneficial owner) の報告の義務化

マレーシア会社法 (Companies Act 2016) は 2017 年 1 月 31 日に施行されましたが、その改正の一部として、会社株式の受益的所有者を調べる権限に関する新たな規定が追加されていました。具体的にはマレーシア会社登記所 (Companies Commission of Malaysia: CCM)、マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia Securities Berhad) およびマレーシア証券委員会 (Securities Commission of Malaysia) が会社に対してそのような調査の実施を指示できる権限となります。

2019 年 11 月 8 日、CCM は、「Guidelines for the Reporting Framework for the Beneficial Ownership of Legal Persons」の公開草案を発表しました。本公開草案では、受益的所有者 (beneficial owner、以下「BO」) の調査の実施が必要となる会社、受益的所有権の登録 (以下「BO 登録」) に必要な情報 (以下「BO 情報」) および BO の確認のために実施した証拠として保管する必要のある書類に関する規定が定められています。

会社は、年次報告書と一緒に BO 情報を保管・提出する義務があり、BO 情報に変更があった場合は 14 日以内に CCM に通知する必要があります。

本公開草案で提案された規定には下記が含まれます。

(a) **BO 情報取得の義務は原則すべての会社に適用される (免除対象となる一定種類の会社を除く)。**

公開草案で提案された報告義務は、マレーシアで設立されたすべての会社およびマレーシア会社法に基づき登録された外国会社に適用されます。なお、金融機関、上場会社および株式が Central Depository に預けられている会社は、提案された報告義務の対象とはなりません。

(b) **BO 情報を特定するための合理的な方法**

会社は、BO を特定するため、下記を含む合理的な手段を取ることが要求されます。

- 会社レベルで入手可能なすべての書類および情報 (株主名簿、株主間契約、定款等) を確認する。
- 個人、法人、および/または信託が保有する、会社の権益を分析する。
- 少なくとも年に一度、会社法 56 条に基づく通知を送付することで BO 情報を取得する。
- BO 登録を維持し、その情報が最新かつ正確で、適時に入手できるようにしておく



く。

BO 登録には、受益的所有権の種類、受益的所有権の割合、BCO 情報が会社法 56 条に基づく通知に従い取得されたものであるかどうか、会社法 56 条に基づく通知の日付、BO 情報の受領日等の情報が含まれる必要があります。

会社が BO を有すると考える合理的根拠があるものの、合理的な方法を実施したにも関わらず個人を特定できない場合、BO 登録にはその旨を反映させる必要があります。

(c) BO 情報には「株式の最終的な所有者」の情報を含める必要がある。

会社が BO を特定する義務を果たすために、本公開草案はその定義についてさらなるガイダンスを定めています。会社法では、受益的所有権 (beneficial owner) は「株式の最終的な所有者 (ultimate owner of the shares) であり、いかなる種類の名義人も含まない」としています。そして、本公開草案では「株式の最終的な所有者」を下記のいずれかの基準を満たす個人 (自然人) と定義しています。

- 個人が会社の 20%以上の株式に対して (直接的または間接的な) 利害関係を有する。
- 個人が会社の議決権株式の 20%以上を (直接的または間接的に) 保有する。
- 個人が会社、取締役または会社の経営陣に対して重大な影響または支配を行使する権利を有する。
- 個人が取締役会会議における議決権の過半数を保有する取締役を直接的または間接的に任命または解任する権限を有する。
- 株主である個人が、他の株主との契約に基づき、会社の議決権の過半数を単独で支配している。

(d) 政府関連の会社

マレーシア政府に所有または支配されている会社は、この事実のみでは免除とはなりません。政府は、会社の受益的所有権を提出および宣言する必要があります。これは、関連官庁が会社の株式の最終的な所有者であるかどうかに関わらず必要となります。

(e) まとめ

本公開草案は、採択され次第、施行となります。公開草案の要件に遵守しない会社は、行政処分または罰金を科せられる可能性があります。同様に、受益的所有者が会社法 56 条に基づく通知に応じないまたは虚偽の情報を提供した場合、会社法に



基づく違反となります。この新しい要件によって、会社の受益的所有者を開示する際の会社および株主の規律が増すこととなります。公開草案は信託の取決めに關する開示にも触れており、信託の設定者は、自らの取決めに再考し、開示の程度を理解する必要があります。本公開草案は、2020年早め、アンチマネーロンダリングおよび金融テロとの戦いに関する Financial Action Task Force によるマレーシアの相互評価の実施より前に、最終決定され、施行される見込みです。

以上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal